

【本日の目次】

1. 市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆ランキング情報
- ◆前・後場概況

2. 証券取引等監視委員会からの寄稿

=====
※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の 2. を抜粋しております。
=====

2. 証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No80

開示書類の虚偽記載等について（3）

証券取引等監視委員会事務局 総務課長 河野 一郎

今回は、「発行開示書類の不提出」について説明したいと思います。

1. 概要

前回に説明したとおり、有価証券の募集・売出しは、原則として、発行者が当該有価証券の募集・売出しに関し内閣総理大臣に届出をしているものでなければ、することができません（金商法第4条第1項）。

こうした届出を必要とする有価証券の募集・売出し等について、これらの届出が受理されていないのに、又は、これらの届出が効力を生じていないのに、当該募集・売出し等をした者は、刑事罰又は課徴金納付命令の対象となります。

(1) 刑事罰

金商法第4条第1項の規定による届出を必要とする有価証券の募集・売出し等について、これらの届出が受理されていないのに当該募集・売出し等又

はこれらの取扱いをした者は、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金に処せられ、又はこれらが併科されます（金商法第197条の2第1項第1号）。

募集・売出しにつき届出を必要とする有価証券について、届出が効力を生じていないのに、これを募集・売出しにより取得させ、又は売り付けた発行者、有価証券の売出し者、引受人、金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者も、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金に処せられ、又はこれらが併科されます（金商法第197条の2第1項第3号）。

このほか、発行登録者、有価証券の売出し者、引受人、金融商品取引業者又は登録金融機関は、発行登録によりあらかじめその募集又は売出しが登録されている有価証券については、当該発行登録がその効力を生じており、かつ、発行登録追補書類が内閣総理大臣に提出されていなければ、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けてはならない（金商法第23条の8第1項）などとなっており、こうした発行開示書類の提出に関する規定に違反した者も、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金に処せられ、又はこれらが併科されます（金商法第197条の2第1項第3号）。

また、法人の役職員が、その業務・財産に関し違反行為をしたときは、その法人に対しても5億円以下の罰金刑を科す両罰規定が置かれています（金商法第207条第1項）。

(2) 課徴金

一方、行政処分としては、

- (i) 届出を必要とする有価証券の募集・売出し等について、これらの届出が受理されていないのに当該募集・売出し等をした者があるときは、課徴金の国庫納付命令を行うこととなります（金商法第172条第1項）。

課徴金額は、募集により有価証券を取得させた場合は、取得させた有価証券の発行価額の総額の100分の2.25（株券等の場合は100分の4.5）、売出し等により自己の所有する有価証券を売り付けた場合は、売り付けた有価証券の売価額の総額の100分の2.25（株券等の場合は100分の4.5）です。

- (ii) 募集・売出しにつき届出を必要とする有価証券について、届出が効力を生じていないのに、これを募集により取得させた発行者又は売出しにより自己の所有する有価証券を売り付けた者があるときは、課徴金の国庫納付命令を行うこととなります（金商法第172条第2項）。

課徴金額は、取得させ又は売り付けた有価証券の総額の100分の2.25（株券等の場合は100分の4.5）です。

- (iii) 募集・売出しにつき届出を必要とする有価証券又は既に開示された有価証券について、目論見書を交付しないで売出しにより自己の所有する有価証券を売り付けた者があるときは、課徴金の国庫納付命令を行うこととな

ります（金商法第 172 条第 3 項）。

課徴金額は、売り付けた有価証券の売価額の総額の 100 分の 2.25（株券等の場合は 100 分の 4.5）です。

(iv) 発行登録によりあらかじめ募集・売出しが登録されている有価証券について、当該発行登録がその効力を生じていない、又は、発行登録追補書類が内閣総理大臣に提出されていないのに、当該有価証券を募集により取得させた発行者又は売出しにより自己の所有する当該有価証券を売り付けた者があるときは、課徴金の国庫納付命令を行うこととなります（金商法第 172 条第 4 項）。課徴金額は、(ii) と同様です。

なお、違反者が過去 5 年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金額は 1.5 倍となります（金商法第 185 条の 7 第 13 項）。

2. 事例

(1) 犯則事件

「(株)丸美に係る無届社債券募集事件」(平成 23 年 2 月 9 日告発)では、犯則嫌疑法人(株)丸美の代表取締役会長である犯則嫌疑者は、内閣総理大臣に届出をしないで、多数の一般投資家を相手方に社債券の募集をして数十億円規模の資金を調達しようと企て、平成 18 年 7 月下旬ころ、内閣総理大臣に届出をしないで、約 1 万 5000 名に対し「社債金額 200 万円、利率年 7 パーセント、元金償還日は発行日より 3 年経過した期日、申込期間平成 18 年 7 月 20 日から平成 18 年 8 月 31 日まで」旨を記載した募集要項を宅配便を用いてそれぞれ配布するなどし、新たに発行される社債券の取得の申込みの勧誘を行い、もって内閣総理大臣に対する届出を必要とする有価証券の募集について、届出が受理されていないのに当該有価証券の募集をしました。

(2) 課徴金納付命令事案

「ワールド・リソースコミュニケーション(株)による無届社債券募集事案」(平成 23 年 4 月 15 日勧告)では、ワールド・リソースコミュニケーション(株)は、4 種類の償還期間(1 年・2 年・3 年・5 年)の社債券(払込期日が平成 21 年 1 月 31 日から平成 22 年 7 月 31 日までの間の各月末日のもの。)について、いずれも少なくとも 50 名以上の者を相手方として取得勧誘を行い、延べ 4,122 名の者に対して、これらの社債券を合計 7,818 百万円で取得させました。また、アフリカパートナー(株)(平成 21 年 11 月にワールド・リソースコミュニケーション(株)に吸収合併)も、4 種類の償還期間(1 年・2 年・3 年・5 年)の社債券(払込期日が平成 21 年 7 月 31 日から平成 21 年 10 月 31 日までの間の各月末日のもの。)について、いずれも少なくとも 50 名以上の者を相手方として取得勧誘を行い、延べ 507 名の者に対して、これらの社債券を合計約 838 百万

円で取得させました。

また、「東亜エナジー(株)による無届社債券募集事案」(平成23年6月28日勧告)では、東亜エナジー(株)は、2種類の償還期間(3年・5年)の社債券(払込期日が平成22年5月31日から平成23年5月31日までの間のもの。)について、いずれも少なくとも50名以上の者を相手方として取得勧誘を行い、延べ1,422名の者に対して、これらの社債券を合計約2,713百万円で取得させました。

ワールド・リソースコミュニケーション(株)、アフリカパートナー(株)及び東亜エナジー(株)は、回号ごとに利率がわずかに異なる上記社債券を(届出が必要となる勧誘人数50名を下回る)49名以下に取得させていましたが、取得勧誘時点では、社債券の具体的な回号及び発行条件を決定しておらず、おおよその利率が示されているのみでした。したがって、各回号の社債券ごとに取得勧誘が行われたものではなく、これら社債券に係る取得勧誘を同時に行っていたものと認められ、また、3社は、毎月末に設定した社債券の払込期日ごとに、それぞれ償還期日を設定した社債券を発行していることから、少なくとも各月に発行された払込期日を同じくするこれら社債券に係るそれぞれの取得勧誘を同時に行っていたものと認められました。このようにして3社が行ったこれら社債券の取得勧誘は、いずれも少なくとも50名以上の者を相手方として行ったと認められることから、有価証券の募集に該当し、また、いずれも発行価額の総額が1億円以上となる並行募集となっていることから、これらの社債券の募集は、金商法第4条第1項の規定による届出をしているものでなければ、することができないものであったにもかかわらず、3社はこの届出をしていませんでした。

* 文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

・ 筆者紹介 河野 一郎

大阪府出身 1985年京都大学経済学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会事務局、監督局勤務を経て、2011年検査局総務課長、2012年8月より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)。

■ 証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■ 証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>